

総合相談体制の現状について

計画策定時	現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> 重層的な福祉圏域の設定として、①近隣・自治会等の圏域、②公民館区域、③総合相談支援エリア（7つ）、④市全域、の4つの段階的な福祉圏域を設定。各総合相談支援エリアに総合相談支援センターを設置していく。 	<ul style="list-style-type: none"> まず、令和4年度に総合相談支援センター「えしこに」を1か所設置し、全市的な相談を受け止め対応した。「えしこに」を1年以上運営した結果、各地区に総合相談支援センターを設置するのではなく、職員のノウハウや知見を生かしつつ、限られた人的資源を最大限に発揮することが有効であると判断したため、令和6年度から「えしこに」の充実を図り、日常生活圏域ごとにチームを編成し、全市的な総合相談支援体制をめざすこととした。
<ul style="list-style-type: none"> 各総合相談支援センターは、地域包括支援センターと障がいの一般相談支援事業所の機能を包含する。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、ふれあいの里地域包括支援センターの機能のみ包含している。※令和6年度から総合相談支援センターの複数設置ではなく、「えしこに」を拠点としてチームを編成して相談支援を行っていくこととしたため、令和7年度以降は、地域包括支援センターと障がいの一般相談支援事業所は総合相談支援センターに包含するのではなく、エリアごとに担当制をとって連携していく。緊密な連携体制の構築が課題。
<ul style="list-style-type: none"> 米子市が基幹型機能を持って、システム全体の統括・調整、各総合相談支援センターの支援、ワーカーの人材育成を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 「えしこに」が1か所しか存在しないため、当時掲げていた基幹型機能も包含する形となっている。
<ul style="list-style-type: none"> 複合的な課題を抱えた人への支援などを検討するために、各総合相談支援エリアでのエリアネットワーク会議を開催。そこで挙げられた地域の現状や課題を受けて、全市的な検討の場で解決策を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> エリア圏域ごとでの開催ではなく、個別課題に応じた重層的支援会議を「えしこに」の主導で適宜開催している。 地域課題や全市的な課題などの問題については、個別課題の重層的支援会議とは別に、地域課題の重層的支援会議を開催し、新たな社会資源の開発検討や、制度の狭間にある課題の対応策を検討している。 個別課題と地域課題の重層的支援会議の両方を「えしこに」の主導で実施しているが、個別課題の比重が多く、地域課題の対応策の検討が課題。
<ul style="list-style-type: none"> 地域住民や様々な主体が地域課題を共有し解決に向けて話合う地域支え合い推進会議をコミュニティワーカーの主導で、各公民館区域にて実施。そこで生まれた社会資源や解決策等を、エリアネットワーク会議に共有していく。 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティワーカーの主導による地域支え合い推進会議について、コミュニティワーカーの担当地区は「えしこに」に包含のふれあいの里地域包括支援センターエリアを基点としているため、全市的な開催には至っていない（現在、7地区で開催）。 既に地域課題解決に向けた話し合いの場が開催されている地区については、適宜コミュニティワーカーが参加している。既存の様々な協議体と地域支え合い推進会議のあり方も検討が必要。
<ul style="list-style-type: none"> 総合相談支援センターのコミュニティソーシャルワーカーとコミュニティワーカーが連携・協働し、地域を基盤とした包括的かつ総合的な相談援助を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民から寄せられる困りごとについて、個別課題をコミュニティワーカーがキャッチする件数は少なく、圧倒的に地域課題に関する相談が多かった。 コミュニティソーシャルワーカーとコミュニティワーカーの連携・協働について、地域課題の解決に向けた連携は一定数あったが、個別課題の解決に向けた連携は弱かった。令和5年度から連携強化のため、双方で定例のミーティングを実施し、個別課題への協働を検討しているが連携して動けたケースは少ない。